

# 「ミドル・シニアと企業の出会いの場2025」開催業務に係る

## 公募型プロポーザル方式審査要領

### (目的)

第1条 この要領は、「ミドル・シニアと企業の出会いの場2025 開催業務」に係る公募型プロポーザルの審査について必要な事項を定めることを目的とする。

### (審査委員会)

第2条 審査は北九州市が設置する審査委員会(以下「委員会」という。)が行う。

2 委員会の委員の定数は、4人以内とする。

3 委員会は、北九州市が招聘するものとし、全委員の過半数の出席をもって成立する。

### (審査基準)

第3条 審査は、別紙に掲げる項目について行うものとする。

2 各評価項目の合計点は、委員1人あたり100点とする。

### (審査評価及び採択)

第4条 委員は、前条に定める評価項目の各配点に応じた評価を行うものとする。

ただし、委員が所属する機関及びこれに類すると認められる機関から提出された事案については、当該委員は審査を行うことができない。

2 委員会は前項の各委員の採点を基に総合的な評価を行い、合議により採択に適した案件を決定する。

3 評価点が最も高い事業者が2社以上あるときは、見積金額が低額の者とする。

4 提案事業者が1社のみの場合は、合計評点が6割以上であることを選定の基準とする。

### (審査票様式)

第5条 審査票の様式は、別紙のとおりとする。

### (その他)

第6条 この要領に定めるほか、必要な事項は別途北九州市が定める。

### 付 則

この要領は令和7年6月13日より施行する。